

令和8年6月2日

保護者のみなさま

栗東市教育委員会 教育長 今井 義尚
栗東市立治田小学校 校長 黒川 俊文

「特別警報」、「危険警報」または、「暴風を含む警報」が発表されたときの 対応について

～児童生徒の登下校時の安全確保に向けた対応～

平素より、学校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、栗東市教育委員会による「非常変災時その他緊迫事態における栗東市立学校の非常措置基準」の改定に伴い、市内において「特別警報」、「危険警報」または、「暴風を含む警報」の発表がされた場合、下記のように対応することになりました。つきましては、ご支援・ご協力をお願いします。

記

1. 栗東市に「特別警報」、「危険警報」または、「暴風を含む警報」が発表されたとき
学校は「臨時休業」とし、発生時刻や児童生徒の状況により以下の通り指導・対応します。

① 臨時休業

登校前においては児童生徒は自宅待機とし、午前7時において「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休業とします。

② 終業時刻の繰上げ

児童生徒の登校後すなわち学校管理下にあつて「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し、児童生徒の安全確保を最優先とし適切な措置を講じることとします。

その際、児童生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、下校させることとします。

※上記対応は原則であり、緊急時には児童生徒の安全を優先し、変更する場合があります。

※学校再開については栗東市災害対策本部と協議の上、学校安心安全メールや防災無線等で各家庭への連絡に努めます。